

まともな賃金と

まともな仕事を！

①

印刷産業の再生に向けて

Symposium

川村雅則氏 北海学園大学教授

宮川 潤氏 北海道議会議員

渡辺達生氏 弁護士

是村高市氏 全印総連中央執行委員長

全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）は、2018年6月16日に、北海学園大学（札幌市豊平区）で『公契約条例シンポジウム in Sapporo 「まともな賃金とまともな仕事を！」』を開催した。シンポジウムでははじめに北海学園大学教授の川村雅則氏が「公契約条例と最低賃金引き上げによる地域経済活性化について」をテーマに基調講演を行い、引き続き、川村氏、北海道議会議員・宮川潤氏、弁護士・渡辺達生氏、全印総連中央執行委員長（当時）・是村高市氏がそれぞれの立場から公契約条例の意義と現状、普及に向けての課題、今後の展開などについてパネルディスカッションした。司会には中央執行委員・橋場輝氏。パネルディスカッションの概要を2回に分けて紹介する。

司会 それでは、まず自己紹介をお願いします。

宮川 北海道議会議員の宮川潤です。かつて札幌市議会議員だったので、市議会で公契約条例を審議した時に、それに関わっておりまして。そういった経験も踏まえて、今日はお話させていたきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

渡辺 札幌で弁護士をしている渡辺達生と申します。川村先生のスライドの中に、『札幌市公契約条例の制定を求める会』というのがあります。私も、その事務局長をやっています。私自身は、日本弁護士連合会で貧困問題対策本部のワーキンググループ会というのがありまして、弁護士会全体で公契約法をどう作っていくか、というようなことに関わっていて、川村先生と一緒に、野田市とか川崎市とかの公契約条例の

調査を行ったりもしています。よろしくをお願いします。

是村 全印総連の委員長をしている是村と申します。私は委員長になる前から、全印総連で産業対策委員をずっとやっていました。後で若干触れますけども公契約条例制定の運動をやる前から、官公需印刷物の入札制度の改善を、何十年来ずっとやっています。いま各自自治体が出している広報紙とか便帳などの価格の推移がどうなっているのか、という実態調査をやってきました。そこで年々下落している実態を目の当たりにして、「入札制度改善だけではもうちょっと間尺に合わない。公契約条例がホントに必要なんだ。もっと大きな意味で言うと、公契約の適正化運動が必要なんだ」というのを実感として持っています。

このシンポジウムが、今後の公契約条例が各

地にできる契機になれば良いと思っています。よろしくお願いします。

公契約条例が印刷業界でも求められる背景

川村 それでは、ここからは私が話を進めていきます。先ほどの私の講演では、足りない部分が多分にあったと思います。本日は主催が全印総連ですから、公契約条例が印刷業界でも求められているその背景、業界の実態について、まずは村さんからお話をお願いします。

是村 印刷というのは受注産業でして、発注先との力関係で価格が決定します。皆さんもいま直面されていると思いますが、この間の活字離れ、紙メディアの疲弊によって、印刷関連産業は縮小し、印刷単価は年々下落しています。もちろん消費者の皆さんにしてみれば、本や雑誌の価格や新聞の価格が下がるというのはいい



シンポジウムには100人が参加、公契約条例への関心の高さを示した。
右からは村高市委員長、渡辺達生弁護士、宮川潤議員、川村雅則教授

ことだと思ってしまうが、実は、それが印刷関連産業を疲弊させている。そういう実態の中で、いまお手元に『産業政策提言』というのを用意しましたが、これは8年前の2010年に全印総連としての産業政策をまとめたもので、その中で5つの柱を立てています。

その一つが印刷単価を適正なものにするというものです。業界団体が単価の話をすると独禁法違反ということで、業界団体は単価問題に対して、表立ってはなかなか発言も発信もしていません。ただ労働組合は単価問題をこうした公の場で、あるいは自治体交渉とか国との交渉

の中で、単価の問題に触れても何ら独禁法には抵触しないので、全印総連として労働組合として、印刷単価を適正なものにしようということできずと運動してきました。その集大成をこの『産業政策提言』という形でまとめたものです。

実はこの提言は、単価を適正なものにしようということ、1978年に『適正単価の提言』というのを我々の先輩が出したのですが、その頃はまだ今のデジタル化が全く進んでいなかったもので、まさかインターネットがこういう形で双方の情報交流ができるようになってくるとか、あるいは紙を駆逐していく時代ではありませんでしたので、それを今風にリニューアルしようということ、この提言をまとめました。後で読みいただきたいのですが、この提言の中にあるように、今の印刷の実態をなんとか文字・活字文化が振興するように、あるいは印刷産業が元気になるような運動を、労働組合の立場で進めていくということをやっています。

我々全印総連は全労連がナショナルセンターですけれども、全労連以外の労働組合の方から、「それは業者運動とどこが違うのか？」ということは何度も言われたことがあります。でもそこはやはり労働組合ですから、ただ単に単価が上がればいいというだけではダメです。単価が上がっても、そこにもし労働組合や労使関係がなければ、その単価は賃金には反映されませんので、私たちは、「文字・活字文化を支えるにふさわしい賃金と労働条件を実現するために」

という言葉を、あえて提言に加えたわけです。だから単価さえ上がればいいということではなくて、これはまさに公契約条例とも関わってきますけど、賃金条項をきちんと作って、最低基準も設けて、というようなところで全印総連としてはやっています。

川村 是村さんの話を聞いていて思い出したことがあります。過労死問題の関係で私は元々、自動車運送業とくにトラック運送業の調査・研究をしていました。産業構造的にトラック運送業界も、収入源である運賃が叩かれやすい業界で、その上に、規制緩和で事業者間競争が激しくなると運賃がさらに下がって厳しい状況になった。でもその問題を業者団体や事業者側が主張することは、運賃を不当に引き上げようとしているとみなされて公正取引に抵触するからできない。そういう中で、労働組合の側がこの運賃問題を正面から取り上げていた、という構図です。そのことを思い出しました。ところで、いただいた資料を見ると、業界団体との懇談のようなことにも全印総連は取り組まれているという理解でよろしいでしょうか。

是村 全印総連の特に東京地連なんですけど、労使の合同研究会、あるいは円卓会議というのを年に一度やっています。ここには業界団体や経営者の皆さん、特に円卓会議の場合は、出版社や印刷会社の社長も代表世話人という形で加わっていただいて、共に文字・活字文化を振興させよう、印刷単価をきちんと見直し

ていこう、という運動を続けています。

地方自治体における印刷物の入札実態

川村 是村さんに質問が集中して恐縮なのですが、私のレジュメの5ページ目をもう一度ご覧ください。印刷物の公契約あるいは入札はどうなっているのか、ということで、今回は調べきれなかった『広報さつぽろ』の、そもそもの積算のことなどにふれた箇所です。ここには、地方自治体の入札実態で、印刷費の積算をしてないところが半数以上に及ぶなどのデータが示されています。〔出所…「地方自治体（都道府県・政令指定都市）における印刷費積算に関する現状と課題」から地方自治体の印刷の入札実態が如実に』『プリテックスステージ』第59巻第11号（2017年7月号）〕

是村さんはこれらのデータをどうご覧になりますか。東京の実態なども含めてお話ください。



川村雅則教授

またこの点については、宮川さんにも、札幌市の物品調達の入札がどうなっているのかなど、その特徴や改善の工夫などを教えていただければと思います。いかがでしょうか。

是村 全印総連はこの間、「広報」とか「私の便利帳」といった、官公需印刷物の入札価格・落札価格と入札業者がどうなっているか、という実態調査を続けています。

その中で、東京都のすべての特別区と大阪府の区部、それに京都市と京都府、それぞれの広報の入札価格と落札価格、それに全印総連が試算した適正価格との比較をしました。業界団体や業界紙でも大きく取りあげられたのですが、酷い所は落札価格が適正価格の35%というところもあるんです。35%でよく商売が成り立っているな、というのが率直な感想だったのですが、ご存知のように官公需は納品後即現金で支払われるので、「街金」で高い金利で運転資金を借りるよりは、すごい低単価ですけど現金で収入を得た方が運転資金として回るということで、業者はどうしてもそうしたところに飛びついてしまふんです。

今日参加している組合がある印刷会社の社長は、そういう官公需印刷物の入札にはもう参加しないということで、撤退したということですね。そういう厳しい実態がずっと続いていて、ある広報ですが、半年で1億円くらいだったのが、確か6千万円くらいまで落ちたんです。それで6千万円でもまだ利益が出ているんじゃないか、というふうに陰口を叩かれたんですけど、それが利益が出ているか出ていないかもわからなくて、即現金収入だから運転資金としてはまあいいかと。果たしてこのようなことが、いわゆる公契約の中にまかり通っているのか、というのがあるわけです。ですから入札制度改善が、今の私たちは公契約条例を作っているところ、というところにステップアップした、というふうになっています。

下限がない物品・役務の入札価格

宮川 札幌に限らず北海道もそうなんですけど、役所が発注する時には、一つは工事の発注と、それからもう一つは物品の発注、印刷物などは物品に入ります。それから役務ということですね、例えば掃除の仕事などですね。この3種類がありまして、物品と役務というのは同じように扱って、物品・役務とひとくくりにされることが多くて、大きく分けると建設工事と物品・役務とに分かれていると考えてください。

それで建設工事の場合は一般競争入札を行いますので、どこが受注するかというのは一番金額の安い札を入れたところが取ります。今は電子入札なので札は使いませんが、一番安い金額を提示したところが工事を取ることができるのですが、ダンピングや工事の品質が下がってはならないということで、あらかじめ金額の範囲が「ここからこの範囲で収まらなくてはダメですよ」という範囲が決まっています、それより安い場合

は失格になるんですね。だから一番下がどこなのかを予測して、それでギリギリで札を入れるというのが、受注する業者の腕の見せ所というのか、そう聞いていました。それでもうギリギリで入札する所が多いので、すごい技術力だなあと思っていたら、後で聞いたら談合だったということがたびたびありましたけど、工事の場合はそういうふうに下限が決まっているわけです。

ところが物品・役務の場合は、いくら安くてもいいんです。下限がないものですから、今おっしゃったように35%で落札するようなことも起きるわけです。そこはダンピング競争が起きています。その実態がどれほどの状態にあるのかという、その全体像を調べようと思ったのですが、実は調査できないような状況でした。

北海道の場合、建設工事の下請け状況について調査をしています。150件の工事について調査をしました。元請150社で、一次下請は230社ありました。二次下請も54社あります。それらに対して調査は行っていますけど、これらは建設工事の調査で、物品・役務については調査はないんです。一時的に調査はします。「賃金はいくら払ったの？」ということを調べるんですけど、調べ終わった後のそのデータは廃棄してしまうので後々わからないと。私が「昨年度のデータをください」と言ったら「廃棄したのでもうありません」ということでした。

それから札幌市もほとんど似たような状況

で、建設関係の元請や下請の実態調査はやっていきますけど、物品・役務についての調査はありません。ただ指定管理者の場合はこれとは全く別と考えていただいて、その場合は、「正規雇用・非正規雇用が何%か？」ですとか、「賃金がどの程度払われているのか？」といった調査は、毎年やっているということではありませんが、札幌市も調査したことはあるはずですよ。

予定価格を作成する際の賃金の算出根拠

川村 非常に貴重な話を聞くことができました。やはり議員の方がいろいろ調べてくださるというのは重要です。発注者側である自治体の、様々なデータにアクセスができるわけですから。ただ一方で、今聞いていて思ったのは、物品調達賃金データを市は集めはするけれども、最近流行の「廃棄」をしてしまうのですね(笑)。

私がこのところ感じているのは、公契約条例の制定はもちろん目標ではありますが、各種の関連情報・データを用いて、入札・契約行政を改善していこう、入札・契約業務を通じて住民福祉の増進を図っていこう、という姿勢が自治体側に求められていることです。そういう意味では、特段邪魔になるわけではないのですから、廃棄などせずに市には集めたデータを活かして欲しいと思いました。

このあたりのこと、つまり、印刷物の予定価格を作る上で、賃金の算出根拠というのは何を

使っているのでしょうか。いくつかの資料をみると、例えば事業者からの相見積によって賃金などその内訳は特に示されない、という理解でよろしいでしょうか。是村さん、いかがでしょうか。

是村 印刷の場合、世田谷区で公契約条例ができる時に、実は永山先生から「印刷業の賃金単価を出してくれ」という要望があったんですけど、印刷会社というのは、印刷する場合の賃金単価って出てこないんです。要するに、人件費からは出てくると思うのですがなかなか出しづらい。それで見積りも、特に官公需の場合は総価方式なので、見積内訳というのを宮城県は出させるようにしています。東京都も試行でやっていますけど、基本的に各自治体や国は総価方式なので、見積内訳というのはないんです。当然そこには賃金などという区分もありません。

ただ今言った宮城県と東京都は、賃金・人件費という区分を入れてきたんです。そしたら印刷業者は困ってしまったんです。そこをいくらしらいいかわからなくて。だからひどい業者さんは、最低賃金をそのまま記入するんですね。最低賃金さえ割れてなければいいだろうと。結果それが、下限を一番下の最低賃金に押し止めている結果になってしまっていると思うんです。私が経営者だったら、今は誰でもどこでも1500円と言っていますから、時給1500円とずっと書いていますけどね。でも多くの印刷企業は1500円はいつてないです。でも

間違いなく10000円はほとんどが超えています。印刷の賃金実態はなかなか出にくいんです。

川村 宮川さん何かコメントはありますか。

宮川 まず予定価格というのは、橋を架けるなら橋を架ける、建物を建てるなら建物を建てる、つまり工事を発注する時にはこれくらいになるだろうという価格を、発注者側がまず計算をします。そして例えばそれが、こういう材料でこういう技術を使って作るので10億円かると計算したとしましょう。そうすると、その10億円が予定価格ということになります。

それで業者が、10億円より高い札を入れるとダメなんです。10億円より安くて9億円だったら競争になる。あるいは8億円を入れたら低すぎて、その場合は失格になってしまう。そのような競争がなされて入札されますけど、発注者側がこの工事には10億円が必要だという計算をする時に、こういう鉄骨を何本使う、コンクリートを何トン使う、こういう技術をどれだけ使うという、細かい計算を積み上げていきます。

その計算の中に、人件費というのが入っているんです。その人件費も細かく分かれていて、こういう職種の人は何人で時給いくらでどれだけ働くと。それからもつと安い単価の人が何時間働く、というふうに細かく計算をいたします。その人件費の計算基準になっているのが「設計労務単価」です。私たちはその設計労務単価がきちんと労働者に払われているのか、ということとを問題にします。ところが設計労務単価は、

予定価格を計算する時の計算の根拠の一つにしか過ぎないわけです。実際の賃金は業者と労働者との間で決めることだから、北海道も市も預かり知らんことであるというのが現状です。

北海道の場合150件の調査をして、一次下請、二次下請を入れると、もつと沢山の会社になるんですけど、その元請150件に対して調べたところ、労働者に対して設計労務単価を下回っている例は270件以上。設計労務単価と実際の賃金が10%以上かけ離れているというのも200件以上の例がある。

それで北海道は「設計労務単価と随分違って安いじゃないか」と、厳しく指導しているのかと言えば、「いえ、指導はできません。もつと出してと要請するだけなんです」と。じゃあ要請に従わない場合には、「もう指名から外したらどうだ？」と言ったら、「そういうことはできません。お願いするだけです」ということで、



宮川潤議員

設計労務単価というのは予定価格の積算の根拠だけであって、実際の賃金とは関係ないという考え方なのです。

なお、札幌市も同じ考え方です。因みに下請元請実態調査で調べている内容で、賃金についての調査項目はこうです。「賃金支払いの原則（労働基準法）に基づく賃金の支払いをしていますか？」という質問です。つまり「最賃以上出していますか？」というだけです。またこの答えが振るついで、YESが93・8%ですから。6・2%はYESと答えていないのですから、最賃割れしているということでしょうか。因みに、NOは0%で残りは無回答で答えていないそうです。ですから、公契約で適切な賃金どころか、調査しているのが「最賃を出しているのかどうか？」ということですから、お話にならない現状になっていると思います。

厳しい印刷物の入札状況 公契約条例は必要

川村 いくつかの課題が見えてきました。第一に、自治体発注の印刷物に関して、そもそもどういう賃金算出根拠が使われているかということ。建設の場合には、国土交通省と農林水産省によって作成されている公共工事設計労務単価という物指しが使われているのに対して、印刷物では、そういう物指しがないこともあって、ダンピングがなおのことされ易くなっています。

第二に、実態を調べる姿勢を行政には持って

いただきたい。自分たちが発注している仕事でどのような事態が起きているかを調べて欲しい。マンパワーの問題もあつて自治体も今は大変だと思いますが、例えば私たちが旭川で100人ほどの労働者を対象に行った公共工事現場の賃金実態調査では、平均すると公共工事設計労務単価の7割しか支払われていなかった。これは、旭川市が市独自で行っていた調査結果、すなわち、労務単価割れは特に起きていないという調査結果と相反するものでした。

両調査結果のこうした違いには、主には、調査の手法の違いが反映されていると思われる。私たちの場合、調査件数はそう多くはないかもしれませんが、現場に入つて労働者から直接聞き取りを行っています。その意味では、くり返しますけれども公契約条例の制定を求めるというのは、入札・契約に関わる自治体側の姿勢を変えていくことではないかと思っています。

いずれにせよ、ここまでの印刷物の厳しい入札状況等々を聞いて、公契約条例がやはり必要だということが確認できたのではないのでしょうか。

それでは、渡辺先生、大変お待たせしました。「札幌市公契約条例の制定を求める会」の取り組みなどを通じて、渡辺先生は公契約条例について現時点でどのように評価されているのかお聞かせ下さい。少しご紹介しますと、渡辺先生は、日弁連の仕事で、公契約条例がすでに制定された野田市や川崎市を訪問されています。私

もご一緒させていただきました。そういった知見もあわせて、札幌市の経験や求める会での取り組み、あるいは課題をどう考えておられるでしょうか。

ちなみに「求める会」は、公契約条例が制定されるまで解散ができないという恐ろしい規約となっていますので、おかげさまで渡辺先生とのお付き合いももう5年以上になってしまいました。この後はいつたいどんな展開が待っているのでしょうか。では、お願いします。

各地の弁護士会の動き

渡辺 そうですね。では何で私が公契約条例に興味を持ったかを少しお話すると、私は弁護士生活25年目なんです。最初の頃は市民オンブズマンとかをやっていました。昔の道庁の官官接待の問題とか、あとは官製談合の問題とか、そんな裁判をやっていたんです。その時の、『談合は悪だ。競争することが正しい』というのの一つのテーゼではあるんですね。でもその一方で、特に2000年代後半から、格差と貧困の問題が深刻化してきたわけです。その時に自由競争というのは何なんだろうと思っていました。

やはり資本主義を前提にした時に、どうやって資本の横暴を防ぐのか。資本を民主的にどう統制するのか。そんなことがやっぱり重要だ。元々はそう思っていたはずなんです。思い始めた2011年くらいに、野田市が初めて公契

約条例を作るという話を聞いたんですね。それがちょうど市民オンブズマン再開の中でも出てきていて、そこでちょっと興味を持ちました。

そして日弁連に貧困対策本部の労働と貧困部会というところがあつて、そこはどちらかと言うと労働系の弁護士が多いところなんですけど、そういった中でも公契約条例が議論されていました。特にその時期というのが、負のスパイラルがひどくなった頃で、基本的には入札は競争ですから、今年1千万で落ちた仕事で、次の年はまた下がってくるということが、ずっと続いてきた時期だったんですね。そういった中で、労働者の賃金がどんどん下がっていく。それってやっぱり社会にとっておかしいよねと、率直にそういう感覚を持ったのが出発点なんです。

それで2012年、非正規労働者の権利実現全国会議という集まりがあつて、その集会を札幌でやるとなった時にちょうど公契約条例の話が出て、それで公契約条例でやろうという話になった。それで2012年の9月くらいから川村先生との付き合いが始まって、今まで続いているという形になっています。その後はずっと札幌の方に関わっていて、そのことで言うと、当時の市長が弁護士出身の上田さんで、僕もよく知っている人だったから応援的な面もあつて、「公契約条例を作る会」を作ろうということとでいろいろと運動しました。

そうする中で、市に要請に行ったり、市議会

の各派に要請に行ったりいろいろありました。最終的にはご存知の通り1票差で否決されるんですね、札幌は。まあ最後の否決を投じた市議は、「北海道にアイヌ民族はいない」という発言をされてちょっと有名になった人ですけど、その辺りを見ていると、どういう議論がなされているのかとか、各会派がどういう考えで動いているのかとか、いろいろ感じることはありました。

あとは、市役所全体がホントに公契約条例を作ろうという方向で動いているのか、と率直に感じました。それにいろんな場面で市の職員さんと話をしている中でも、ホントに市全体がそういうふうな話になっているのか、と感じる場面もありました。

それから公契約条例の制定を求める会で、業界団体さんにお話に行くいろいろな言われましたよね。事前のお話が全然ないとかね。それ



渡辺達生弁護士

もどうも事実だったようですね。まあ札幌はそういった過程で否決されて、その後の弁護士会レベルでは、全国で公契約条例を作ろうというような形で、弁護士会のリーフを作ったりもしています。もし興味のある方がいらつしやれば、『日弁連』『公契約』とかでGoogleすると、たぶんリーフが出てくると思います。

各地の弁護士会でも、格差と貧困の問題の一つの方向性として、公契約条例が重要だという動きは、徐々に広まっているとは思っています。ただその一方で調査をしていて感じるのは、公契約条例はそんなに大きなものじゃない。たとえば野田市に行った時には、公契約条例から好循環を、というようなことも日弁連では言ったりもするんですが、「そういった情報はありますか?」と言われると、「そんな情報は確認できません」としか言えないような形になっているのは事実だと思っています。

あとは僕の個人的な思いで言うと、公契約条例の制定を始める時って、ある意味、最賃をどうやって上げていくのかという話とリンクしている面もあると思ういて、民間の最賃が上がらない中で、なんとか公契約条例で最賃を上げていく。そういうことが格差と貧困につながるのではないか?という思いもあったし、あと実際的には最低賃金の問題ともリンクして全部が上がっていく、そういった運動をどう作っていくのか。そんなことがやっぱり重要なんだろうというふうに現状では思っています。

総合的・体系的な取り組みが必要

川村 いくつかコメントをします。最後にふられた、公契約条例の効果についてはです。野田市や川崎市を訪問した際、公契約条例制定の好循環状況の実現は、必ずしも確認はできていないと伺いました。好循環状況の検証、把握方法が確立されていないということもあるでしょうが、他方で、一つの行政区で実施した、公契約条例の制定という施策が、行政区内全域や周辺の地域の賃金も上げていくというのは、なかなか難しいという印象を調査では受けました。

もちろんここで、確認というか強調しなければならぬのは、対象となった労働者の賃金は公契約条例で上がったことです。これはもう政策的な効果としては間違いない事実です。ただ、よく言われるような、そして我々が期待するような、好循環状況を作れているかどうかについては、先ほどご紹介した永山利和先生が書かれておられるように、他の様々な政策ともリンクさせて、総合的・体系的な取り組みが必要なのではないでしょうか。(注…永山利和「公契約条例の今日的意義と経済波及構築の行政課題」『行財政研究』第98号(2017年1月号)所収)

そこで、全労連が作成されたリーフレットをもう一度ご紹介させていただきたいのですが、地域活性化を進める4つの提案ということで、

例えば中小企業振興条例があげられている。政策効果を上げるためにはこうした関連施策も併せて考えていく必要があるのではないかと思うわけです。他にも、渡辺先生もふれられた、最低賃金の議論ももちろん必要でしょう。総合的、体系的な取り組みが必要だと思います。

というのは、全体の構想なり目標をしっかりと打ち立てておかないと、「公契約条例を作る、その代わりに、アウトソーシングを進める」という動きが出てきかねない。そのような危惧があります。何のための公契約条例なのか。公契約条例を作ることが住民福祉の増進にどうつながるのかという視点をしっかり持つ必要があると思います。

それからこれは宮川さんに聞いておきたいことなのですが、札幌市や市議会での公契約条例の議論はどうだったのでしょうか。つまり、2012年の第一回定例会で市から公契約条例案が提案されて、2013年の第三回定例会で最終的に否決に至るわけですが、その間の市や議会の審議状況はどうだったのでしょうか。正直言うと、この点について私は疑問は持っています。当時の北海道新聞でも、「もつと市民にわかりやすく議論を示していくべきだ。継続審議扱いになっっているけれども、審議がされていないじゃないか」というニュアンスの報道がされていました。もちろんこれは公契約条例に限ったことではなく条例全般に言えることです。が、議会のあり方というのが非常に重要だと思

うのです。それを運動の中で体感しました。もつとも、宮川さんと先ほどお話をした時に、議会では実は結構議論をしていたのだと伺いました。札幌の経験を総括をする上でも大事な情報だと思えますので、その辺を聞かせていただけますでしょうか。

札幌市・議会における審議状況

宮川 公契約条例が議会で否決された後、市民集会でも「議論が不十分だ」という声をよく聞きました。私も自分としてはそういうつもりはなかったのですが、少なくとも市民の皆さんからはそのように見られていたんだなと思いました。それで過去にどれほど公契約について議論したのか？、札幌市議会の会議録の検索システムで、ごく簡単に「公契約」という言葉を入れて、何回議論されているのかをざっと出してみました。キーワードで検索しただけですから、発言の中に「公契約」と一言入っているだけの場合もあるし、「公契約条例を制定せよ！」と言って、繰り返し何回も発言しているのを1回とカウントしている場合もありますし、その辺はざっくりとした数字ではありますが、最初は平成14年（2002年）の議会で公契約という言葉が使われまして、その当時はまだ桂市長で、公契約条例の必要性について簡単に訴える質問があったのですが、答弁はしていませんね。まだ頭にもないという感じなんでしょう。

その後は平成15年（2003年）以降、本会議、

委員会、常任委員会、予算・決算特別委員会などで、質問が繰り返してくるようになります。実際に市長がこのことを提案したのは、平成24年（2012年）の2月14日の議会でした。それ以前に公契約という言葉が使われた会議の回数は36回ありますから、提案される前に36回議論されるというのは、私はかなり多いのではないかと思います。

2012年に提案されて、その1年半後、市長から出された条例は一旦撤回されます。罰則について規定した条文を外して、私たちにしてみれば緩い中身、理念型条例とも言えるような中身に変更されます。一度提案してから撤回するまでは、条例案について38回の議会でも厳しい議論をしています。さらに罰則条例をなくした新しい条例案が最後に否決されるのは、その後また、議員が似たような条例案を出したことはあるのですが、それは割愛させてもらいまして、市長が提案したものが否決されるのは平成25年（2013年）の10月31日です。

市長が議案を提案して否決されるまで、合計しますと50回の本会議や委員会でも議論しています。まあ自分も参加している当事者ですから、多いとか少ないとかを言う立場にはないのかもしれないと思いますが、相当な議論を積み重ねてきたという気持は持っています。因みに、本会議で否決された後も、さらに数十回の議論を議会ですしています。マスコミの方や一般の市民の方々が、議会で継続審議になったきりであまり議論

していないのではないのか？という印象を持たれたのは、私の推測ですけど、財政市民委員会に付託されたからではないかと。最初に市長から予算特別委員会に提案されましたが、予算特別委員会は一定の期限が来たら閉会しなければいけません。それで決着がつかない場合は、財政市民委員会に付託替えをします。その財政市民委員会で決着までの間に9回議論をしています。その議論をもって少ないという印象を持たれたのではないのかな、というふうに思っています。

先ほど公契約というキーワードでヒットした回数を言いましたが、私たちはあえて本会議などでは公契約という言葉を使わずに、官製ワーキングプアという表現を使って何度も代表質問などで取り上げたりしていますので、実際には、これよりはるかに多い回数だったのではないかなと、当事者としてはそういう印象を持っています。

川村 当時のつらい思い出を告白させたように申し訳ありません（笑）。今コメントをいただきましたけど、ただ我々のように、情報に十分にアクセスのできない民間の人間としては、条例を制定する上で一体何が論点になっているのだろうか、何が公契約条例を阻む要因なのだろうか、ということが本当に知りたかった。議会での審議と審議結果の公表を切望していたわけですが。それによつては建設的な議論、応答が可能だったから。そういう意味では、結局、札

幌市の公契約条例案はなぜ通らなかったのだろうか、というのが、未だによくわからないところも残っています。

さて、過去の経験も活かしつつ、私たちは条例を作っていかなければならない。そこで、東京で様々な運動に関わっておられる是村さんにお聞きしたいのは、条例を実際に通す上でどんなことが課題になるのか。制度面での課題もさることながら、政治的に難しい力学の中で検討すべきことも多いのではないのでしょうか。フロアからいただいた感想の中にも、「自民党勢力の理解・支持をいかに取りつけるかが重要ではないか？」「成功した自治体ではどのように議会対策をしたのか？」などの質問も出されています。私自身も、「寝ワザが使えるようにならないければ」と言われたこともあります。研究者養成課程では寝ワザの習得までは入っていなかったものですから、今後の課題です（笑）。

ともあれ、制度の説明を理路整然とすればよしというわけではなく、議会内の政治的な力学の中で条例を通していかなければならない難しさがある。そういうことを踏まえて、具体的な取り組み事例、経験などを聞かせていただきたいのですが、どうでしょうか。

条例を実際に通す上での課題

是村 全印総連は、印刷出版の産業別労働組合で全国組織ではありませんけど、それほど大きな産業別の組合ではないので、独自に公契約条

例の制定運動とか公契約適正化運動をやるという、そういう力量は実はないんですね。東京で現在、具体的に進めているのは文京区と中央区です。実は文京区の場合は土建が中心なんですけど、土建ですから区議会の会派は、土建が一声かければ自民党から共産党まで、すべての会派が結集するんです。

一昨年くらいに文京土建から旗開きに呼ばれたんですけど、私たちの旗開きというのは、共産党か社民党かその辺りしか来ないのですが、土建さんはものすごいですよ。自民党はじめ各会派の幹事長も含めて、もういっぱい来るんです。ですから文京区では、「一昨年には公契約条例ができるのではないか」というところからまで高まっていたんです。それで土建に任せとけば、全印総連がその後をフォローしていけばいけるだろう、と思っていたのです。

でも、区長も含めてほとんどの会派が「条例はいいじゃないか」という多数意見だったにも関わらず、実は文京区ではできなかったんです。その詳しい経緯は私は詳しくは承知していませんが、今の文京区での運動は、もう一度宣伝行動を共同でやろうという、一歩も二歩も後退してしまつた状態で、後樂園の駅前で「公契約条例は必要なんですよ」という宣伝活動を、月に一度の共同行動という形でやっている状況です。ですから文京区は私が楽観してたんでしょうけど、頓挫しています。

それで中央区は永山先生に参加してもらい、

全建総連、東京地評、全国一般、自治労連の公務公共一般、それから全印総連、それらが産業別組合として月に1回きちつと集まって、区との交渉だとかをよくやるんですね。

お手元に資料で『中央区労協ニュース』があると思いますが、5月22日に公契約条例制定を求める交渉をやりました。全印総連が入札制度改善を各区に要請をした時、「なぜ業界団体と一緒に来ないで、労働組合だけで来るんですか？」ということをお初めて言われたのが中央区だったのだ、それがずっと頭にこびりついていて、その後、業界団体とともに労働組合が初めて中央区で交渉したわけです。その時はすごく盛り上がりつついましたが、でも残念ながら公契約条例を作ろうという運動ではなくて、入札制度を改善すればいいというレベルに留まっていたんですね。だから中央区ではまだ公契約条例はできていませんけど、ここは労働条件のチェックシートも出させていますし、最低制限価格制度も導入していますし、入札制度そのものは一歩も二歩も進んでいると思います。

実は中央区役所の職員組合は、私たちとはナショナルセンターが違っていて、なかなか接点を持ってなかったのですが、永山先生に間に入ってもらって、先ほど川村先生も言っていましたけど、ナショナルセンターには全労連とか連合とか全労協とがありますけど、そこを越えて共同でやっていかないとなかなかこの条例は作れないし、公契約の適正化運動というのの前には



是村高市委員長

進みません。少なくとも私たちはそう考えておりますので、共にやってはいるんです。

でもガードの固さも感じています。たぶん中央区の場合は、周りにある千代田区が条例を作り、それから港区は基本条例ですけどここは賃金条項がありますので、世田谷の次くらいに賃金が高くて、基本条例でもきっちりしたものになっていますので、中央区の周りで条例が整備されてきています。そうすると首長さんも職員の皆さんも、最後の区にはなりたくないと思っているようで、だんだん浮き足立ってくるみたいなんですね。

それで「中央区で研究会を作りたい」ということもこの間の交渉で言われて、「じゃあその研究会は具体的にはいつ作るんですか？」と聞いたら、「まだ白紙状態です」と。「それなら永山先生を呼んで勉強会をしたらどうですか？」ということ、その翌日に区労協が永山先生を

呼んで公契約条例の学習会をやったら、そこに区の職員が来ました。ただ「個人的な立場で参加しているの、申しわけないけど紹介も発言もできません」と。まだそのレベルなんです。

文京・中央・北区で条例制定の運動が

でもそういうことを地道に積み重ねて行く中で、私は少なくとも東京では、文京区と中央区が公契約条例の制定が目前にきているし、全く関与していなかった北区で、ある会派が条例案を出すんですね。ある会派というのは共産党でも自民党でもありません。もう一つのところですよ。そこはたぶん自民党の会派と調整をして出すようなので、ここはもう決まったみたいなのを言われています、だから基本条例かどうかは別にして、北区には条例ができる事態になっています。そこには土建の人が囁んでいます、全印総連は全く囁んでいませんので、なぜいきなりそういうふうになってしまったのか、なぜその会派が出てきたのか、ちよつとわからないですね。何かいろいろあるんだろうとは思いますが、新宿、文京、板橋、北区というのは印刷が地場産業ですが、印刷というよりは建設関係のところから入っていると思っています。そういう進み具合になっています。

川村 公契約条例と一口に言っても、それぞれの地域事情もあるでしょうし、議会内や地域の政治力学などもあって、制定に至る過程や苦労は様々なのだろうなと思いました。